

FAQ

Q1 | 事業者が複数の店舗を営んでいる場合、それぞれの店舗で支給を受けることは可能か？

うちな一事業者応援金(物価高対策)は、店舗や事業単位ではなく、事業者単位で給付を行うものです。そのため、1事業者が複数店舗を営業している場合でも、上限額は変わりません。
※上限額: 法人最大100万円、個人最大50万円

複数店舗を営んでいる場合は、申請時に複数店舗分の実績額をとりまとめ、事業主単位で申請する必要があります。別々に申請することはできません。(後から申請した分は無効となります。)

Q2 虚偽の申告・誓約を行った場合又は同意した項目に違反した場合には、どのようなペナルティがあるのか？

偽りその他故意の不正行為により本応援金の支給を受けた場合には、

- ① 応援金を全額返還していただきます。
- ② ①に加え、応援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて請求することがあります。
- ③ ①の返還に際して定めた期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を請求します。
- ④ 申請者の氏名、法人名等を公表することがあります。
- ⑤ 不正の内容等により、不正に本応援金を受給した申請者を告訴・告発することがあります。

Q3 申請書類を一式、郵送してもらえるか？

迅速な支給や感染防止等の観点から、申請は電子申請のみとなっておりますので、申請書類の郵送対応は受付しておりません。ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

Q4 申請に必要なメールアドレスは、PC用と携帯電話用のどちらでもよいか？

どちらでも構いません。受信可能なメールアドレスを入力してください。
申請には必ず、有効なメールアドレスが必要になります。

<推奨環境>

パソコン: Windows 8.1、Windows 10 以降 / Mac OS X 10.11 以降

スマートフォン: iOS 11 以降 / Android 6.0 以降

ブラウザ(各最新バージョン): Chrome / Safari (Mobile Safari) / Firefox / Edge

※ IE (Internet Explorer) は推奨環境ではありませんのでご注意ください。

フューチャーフォン(ガラケー): 非対応

※ 推奨環境以外での利用の場合、デザインが異なった表示となったり、機能が使えないなど正しく動作しない可能性があります。

Q5 新規申請を行う際、メールアドレスの承認をするためのURLが記載されたメールが届かない。

システムから送信される通知メールが迷惑メールと判定されて、受信フォルダではなく迷惑メールフォルダに格納されている可能性があります。迷惑メールフォルダに通知メールが格納されていないかどうか確認してください。

あるいは、入力されたメールアドレスが誤っている可能性があります。

なお、迷惑メール設定されている方は、必ず次の3つのドメインからのメールを受信できるよう設定してください。

- ① @okinawashien.jp
- ② @pref.okinawa.lg.jp
- ③ @mail.graffer.jp

Q6 申請が完了したことは、何をもって確認することができるか？

申請を受付した際は申請受付を伝えるメールが自動送信されます。メールに記載のURLにより、申請状況の確認もすることが可能です。

審査が完了した際は審査完了を伝えるメールが自動送信されます。

不備がある場合は事務局より電話連絡が入る場合がございますので、予めご了承ください。

Q7 一度申請したが、訂正をしたい。

申し訳ありません。申請者からの訂正はできない仕様のため、コールセンター（電話番号 098-901-2151）までお問い合わせください。

Q8 誤って違う資料を添付してしまったので、差し替えたい。

申し訳ありません。申請者からの訂正はできない仕様のため、コールセンター（電話番号 098-901-2151）までお問い合わせください。

ご本人様確認のため、申請番号と、個人事業主の場合は氏名と生年月日を、法人の場合は法人名と申請年月日を確認させていただきます。

Q9 対象とならない事業者はあるか？

以下の事業者は対象外となります。

- ① 国、法人税法別表第Iに規定する公共法人
- ② 政治団体
- ③ 宗教上の組織又は団体
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業として届出義務のある者
- ⑤ みなし大企業
- ⑥ 暴力団又は暴力団員等、暴力団員等が役員である者及び暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

Q10 県内で店舗を経営しているが、申告上の所在地が県外である場合には、支給対象となるのか？

本応援金においては、沖縄県内に本社・本店（個人事業主・フリーランスの場合には、県内在住者）を有することが条件となるため、対象外となります。

Q11 個人事業主（フリーランス）は、支給対象になるか？

個人事業主として確定申告をし、応援金の申請要件を満たす場合には対象となります。

⑤雇用契約によらない業務契約等に基づく事業活動からの収益であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得られる場合には、当該収入が雇用契約ではなく、業務委託契約等により得られた収入であることを証する書類（委託契約書の写し等）が提出できる場合に限り、対象とします。

Q12 申請フォーム内に提出書類を添付できません。

添付ファイルのサイズ制限は3MBとなっております。サイズ制限に合わせて提出書類をご準備ください。どうしても申請フォーム内に添付できない書類については、「uchinasupport@okinawashien.jp」のメールアドレス宛に送付ください。

その際、氏名、商号、電話番号、申請番号（申請受付時に付与されます）をメールにご記載をお願いします。

※uchinasupport@okinawashien.jp は、添付書類の受付専用メールアドレスです。

本事業についてのお問い合わせ等にはご返信いたしかねますので、予めご了承ください。

本事業についてのお問い合わせ等は、コールセンター（電話番号 098-901-2151）までお問い合わせください。

Q13 uchinassupport@okinawashien.jp に送付したメールの受信確認がしたい。

3営業日以内に担当者より受信確認メールを返信いたします。（自動返信機能は使用していません）

もし、1週間経っても受信確認メールが届かない場合は、コールセンター（電話番号 098-901-2151）までお問い合わせください。